

令和3年7月20日

市内小・中学校 保護者 各位

座間市教育委員会

「神奈川版緊急事態宣言」に伴う市内小・中学校の対応について

日頃より本市の教育活動に御理解、御協力くださいまして、御礼申し上げます。

令和3年7月12日付けで、座間市を対象とするまん延防止等重点措置は解除されこととなりましたが、本市の感染状況は収束傾向にいたっていないため、引き続き感染対策をとりながら教育活動を継続してきました。

7月16日、神奈川県は、県内における新規感染者数がステージIVの基準を大きく超え、感染が急速に拡大し、今後、病床がひっ迫する事態が見込まれることから、16日、「神奈川版緊急事態宣言」を発出し、7月22日から、まん延防止等重点措置を行う措置地域を県内全市町とし、現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなりました。市教育委員会としましては、引き続き感染対策をとりながら、次のとおり教育活動を行っていきたいと考えていますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、今後、状況の変化に応じて、判断を見直します。

留意事項

- 新型コロナウイルス感染防止については、引き続き配慮をしていきます。御家庭でも、登校前の検温や健康チェック、マスクの着用等、御協力を願いいたします。
- 登下校時や夏季休業期間中における感染防止のためのマナー等について、引き続き、児童・生徒に指導していきますので、感染リスクの高い行動は控えるよう指導に御協力ください。（県内において、グループ等でのカラオケ、食事、友人宅宿泊等による感染が報告されています。また、オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集まっての観戦は行わないよう指導に御協力ください。）
- 熱中症のリスクが高まる恐れがある場合は、マスクをはずす、できるだけ人との距離を保つ、近距離での会話を控えることを児童・生徒に指導していきますので、御家庭でもお子様への声掛けに御協力ください。
- 引き続き、御心配な点がありましたら、学校に御相談ください。また、学校からはお便り、一斉メール、ホームページを使って、随時連絡をしていきます。

座間市教育委員会 教育指導課 046-252-8732
学校教育課 046-252-8749